

別表第1（第5条関係）

生活ごみに係る袋集積場（20戸（室）未満の物件）

※ワンルームタイプの部屋が含まれる場合は、その数を2分の1に換算し、全戸数（室数）の小数点以下を切り上げた数を集積場の面積及びごみストッカーの容量の基準とする。

	対 象 戸 数	面 積
1 敷地面積その他	5戸（室）未満	1.0平方メートル以上
	5戸（室）以上10戸（室）未満	2.0平方メートル以上
	10戸（室）以上20戸（室）未満	2.5平方メートル以上
	*1戸（室）あたり60リットル以上を収納できるごみストッカーの設置をもって、これに代えることができる。また、資源ごみと共用する場合は、中に仕切り板を設置すること。	
2 構造	(1) ごみ集積場の前面開口部の幅は1.0メートル以上とし、他の三方には外部から内側が見えない材質で、集積場内の床面から高さ1.0メートル以上の囲いを設けること。 (2) 三方の内側に汚水管に接続する排水設備を設けること。また、清掃のための給水設備を近くに設けること。 (3) 開口部に扉を設けるときは、容易に開閉できるものとする。こと。 (4) ごみ集積場の開口部は、道路側に向けて設置しないこと。 (5) ごみ集積場への通路に機械式ゲートを設ける場合及びごみ集積場の門扉等を施錠する場合は、収集時間までに開放して、作業員が収集できるように管理すること。	

別表第2（第5条関係）

生活ごみに係るコンテナボックス集積場（20戸（室）以上の物件。なお、20戸（室）未満でもコンテナボックス集積場を設置することができる。）

※ワンルームタイプの部屋が含まれる場合は、その数を2分の1に換算し、全戸数（室数）の小数点以下を切り上げた数を集積場の面積及びコンテナボックスの台数の基準とする。

<p>1 コンテナボックスの数と敷地</p>	<p>(1) ごみ集積場には、生活ごみ用として10戸（室）あたり1台以上のコンテナボックスを配置すること。                  (2) 収集作業は原則として敷地内で行えるようにすること。また、ごみ集積場の前まで収集車（4トン車両）が容易に進入できる通路を設けること。</p>
<p>2 構造</p>	<p>(1) ごみ集積場は、収集作業場に接して設けること。                  (2) ごみ集積場及び収集作業場は、勾配（排水の水勾配を除く。）及び段差がないよう舗装すること。                  (3) ごみ集積場の前面開口部の幅は2.0メートル以上とし、他の三方には外部から内側が見えない材質で、床面から高さ1.2メートル以上の囲いを設けた上、必要に応じて屋根を設けること。ただし、収集車が屋根の下を通行しなければ収集作業をすることができない場合は、通路上の天井高を路面から3.3メートル以上とすること。                  (4) ごみ集積場内を清潔に保つため、次のとおり給排水設備を設けること。                  ア 給水栓は原則としてごみ集積場内で、かつ、収集作業に支障のない場所に設置すること。                  イ ごみ集積場の内部には排水口に向けて水勾配を設け、排水口は污水管に接続すること。なお、勾配によりコンテナボックスが外部に転がり出ることがないように考慮すること。                  (5) コンテナボックスが側壁又は後ろの壁に当たらないよう、車止め又は緩衝パッドを設けること。                  (6) ごみ集積場に車両の排気ガスやごみの臭気等がこもりやすいときは、換気設備を設けること。                  (7) ごみ集積場に屋根を設け、閉鎖された空間になる場合は、換気設備及び照明設備を設けること。                  (8) ごみ集積場への通路に機械式ゲートを設ける場合及びごみ集積場の門扉等を施錠する場合は、収集時間までに開放して、作業員が収集できるように管理すること。</p>
<p>3 その他の注意点</p>	<p>(1) 収集作業場は、収集作業に支障のない面積を確保し、収集作業中において他の車両の通行の妨げにならないようにすること。                  (2) ごみ集積場は、コンテナボックスが1台ずつ容易に出し入れできる広さとする。                  (3) コンテナボックスの規格については、下記のとおりとする（製品の適合についてはカタログ等により協議時に確認すること）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種類 自動傾倒（反転投棄）装置のある収集車に対応する接続バー（外向き）付きのコンテナボックス</li> <li>・容量 0.6立方メートル（600リットル）</li> <li>・本体及びふたの材質 ポリエチレン製又はFRP樹脂製</li> <li>・車輪 4輪自在式（うち2輪ストッパー付き）</li> <li>・バーの高さ 790ミリメートル</li> <li>・バーの長さ 1,280ミリメートル以上</li> <li>・その他 コンテナボックス底部に污水抜き穴があるもの</li> </ul>

別表第3（第5条関係）

資源ごみに係る袋集積場（20戸（室）未満の物件）

※ワンルームタイプの部屋が含まれる場合は、その数を2分の1に換算し、全戸数（室数）の小数点以下を切り上げた数を集積場の面積及びごみストッカーの容量の基準とする。

	対 象 戸 数	面 積
1 敷地面積その他	10戸（室）未満	1.0平方メートル以上
	10戸（室）以上 20戸（室）未満	1.5平方メートル以上
	*1戸（室）あたり40リットル以上を収納できるごみストッカーの設置をもって、これに代えることができる。また、生活ごみと共用する場合は、中に仕切り板を設置すること。	
2 構造	生活ごみに係る袋集積場の構造等の例による。	

別表第4（第5条関係）

資源ごみに係るコンテナボックス集積場（20戸（室）以上の物件。なお、20戸（室）未満でもコンテナボックス集積場を設置することができる。）

※ワンルームタイプの部屋が含まれる場合は、その数を2分の1に換算し、全戸数（室数）の小数点以下を切り上げた数を集積場の面積及びコンテナボックスの台数の基準とする。

1 コンテナボックスの数と敷地	(1) ごみ集積場には、資源ごみ用として15戸（室）あたり1台以上のコンテナボックスを配置すること。 (2) 収集作業は原則として敷地内で行えるようにすること。また、ごみ集積場の前まで収集車（4トン車両）が容易に進入できる通路を設けること。
2 構造	生活ごみに係るコンテナボックス集積場の構造等の例による。
3 その他の注意点	

別表第5（第5条関係）

生活ごみ用の機械式ごみ貯留排出施設（ドラム式ごみ庫）

1 貯留の容量	1戸当たり0.04立方メートル以上（圧縮後の容量）
2 設置場所	<p>(1) 建物の敷地内に別棟で地上に設置するとともに、居住者の動線上最適で、かつ、収集車が容易に寄り付け、収集作業に支障のない場所に設置すること。</p> <p>(2) 収集車が進入して方向転換を行い、車両後部をドラム式ごみ庫の排出口に接することができるよう十分な空間を設けること。また、収集中の車両が他の車両の通行等の妨げにならないようにすること。</p> <p>(3) やむを得ず建物屋内に設置する場合は、収集車が容易にドラム式ごみ庫まで直接寄り付ける通路を設け、また、旋回する場所及び3.3メートル以上の有効高を確保すること。</p> <p>(4) 前号の場合は、屋内における作業環境を考慮し、ごみの臭気対策及び収集車の排気ガス対策に特に留意し、労働安全上支障のない換気設備を設けること。</p>
3 構造	<p>(1) 周囲に囲いを設けるとともに屋根を設置して、外部からの侵入による事故やごみの飛散及び流出等が防止できる構造とし、かつ、居住者の利用及び作業員の収集作業に支障のない構造とすること。</p> <p>(2) 貯留物を機械的に排出して収集車に積み込むことのできるものであること。また、稼動にともなう騒音及び振動を吸収できる構造とすること。</p> <p>(3) 庫内に給排水設備及び照明設備を設けるとともに、ごみの臭気及び収集車の排気ガスを除去するための換気設備を設けること。</p> <p>(4) 貯留物の排出口の幅・高さは、収集車の投入口の幅及び高さに適合するものであること。なお、設置後、現地において収集車に合わせた調整が必要な事項については、稼働日までに余裕を持って準備すること。</p>
4 その他の注意点	上記の他、市長において特に必要と認める事項については、別途指示する基準に従うこと。